

全員協議会資料

平成30年2月8日

平成30年度の国民健康保険税の税率等の改定について

平成30年度の国民健康保険税の税率等の改定について

平成29年12月25日に国から、診療報酬改定等を反映した確定係数が示されました。これに基づき、東京都は平成30年度の国民健康保険事業費納付金および標準保険料率を算定しました。

本改定は、この算定結果を反映させた国民健康保険税の税率等の改定について、東大和市国民健康保険運営協議会からの答申内容を基に策定したものです。

1 国民健康保険税の改定概要

- ・平成30年度に解消する赤字補填の繰入額 9,677万円
- ・一人当たり国民健康保険税改定率 6.25%増
- ・被保険者一人当たりの国民健康保険税の平均増加額 5,451円(年額)

2 平成29年度の法定限度額に基づく国民健康保険税の税率等

(1) 保険税率等

区 分		現行(平成29年度)	改定(平成30年度)	比較増減
基 礎 課税額	所得割	5.64/100	6.00/100	0.36/100
	被保険者均等割	26,500円	28,000円	1,500円
	課税限度額	52万円	54万円	2万円
後期高齢者 支援金等 課税額	所得割	1.68/100	1.78/100	0.10/100
	被保険者均等割	7,900円	8,500円	600円
	課税限度額	17万円	19万円	2万円
介護納付金 課税額	所得割	1.83/100	1.90/100	0.07/100
	被保険者均等割	10,800円	10,600円	△200円
	課税限度額	16万円	16万円	—

(2) 応能割(所得割)：応益割(被保険者均等割)

応能割合(所得割)	64.18%
応益割合(被保険者均等割)	35.82%

3 平成30年度の法定限度額に基づく国民健康保険税の税率等

「平成30年度税制改正の大綱」による関連法令の改正に合わせて、市において同様の改正を行い、基礎課税額を以下のとおり改定します。

(1) 保険税率等

区 分		現行 (平成29年度)	改定 (平成30年度)	比較増減
基礎課税額	所得割	5.64/100	5.95/100	0.31/100
	課税限度額	52万円	58万円	6万円

(2) 応能割 (所得割) : 応益割 (被保険者均等割)

応能割合 (所得割)	64.27%
応益割合 (被保険者均等割)	35.73%